

自己点検事項

◇ 地域連携診療計画加算(B009注16)

(1) あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画を作成し、連携保険医療機関等と共有している。 (適 ・ 否)

(2) 連携保険医療機関等の職員と当該保険医療機関の職員が、地域連携診療計画に係る情報交換のために、年3回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを適切に行っている。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等 ・ 地域連携診療計画書

点検に必要な書類等 ・ 連携している医療機関等の職員と面会し、情報の共有等を行ったことが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名